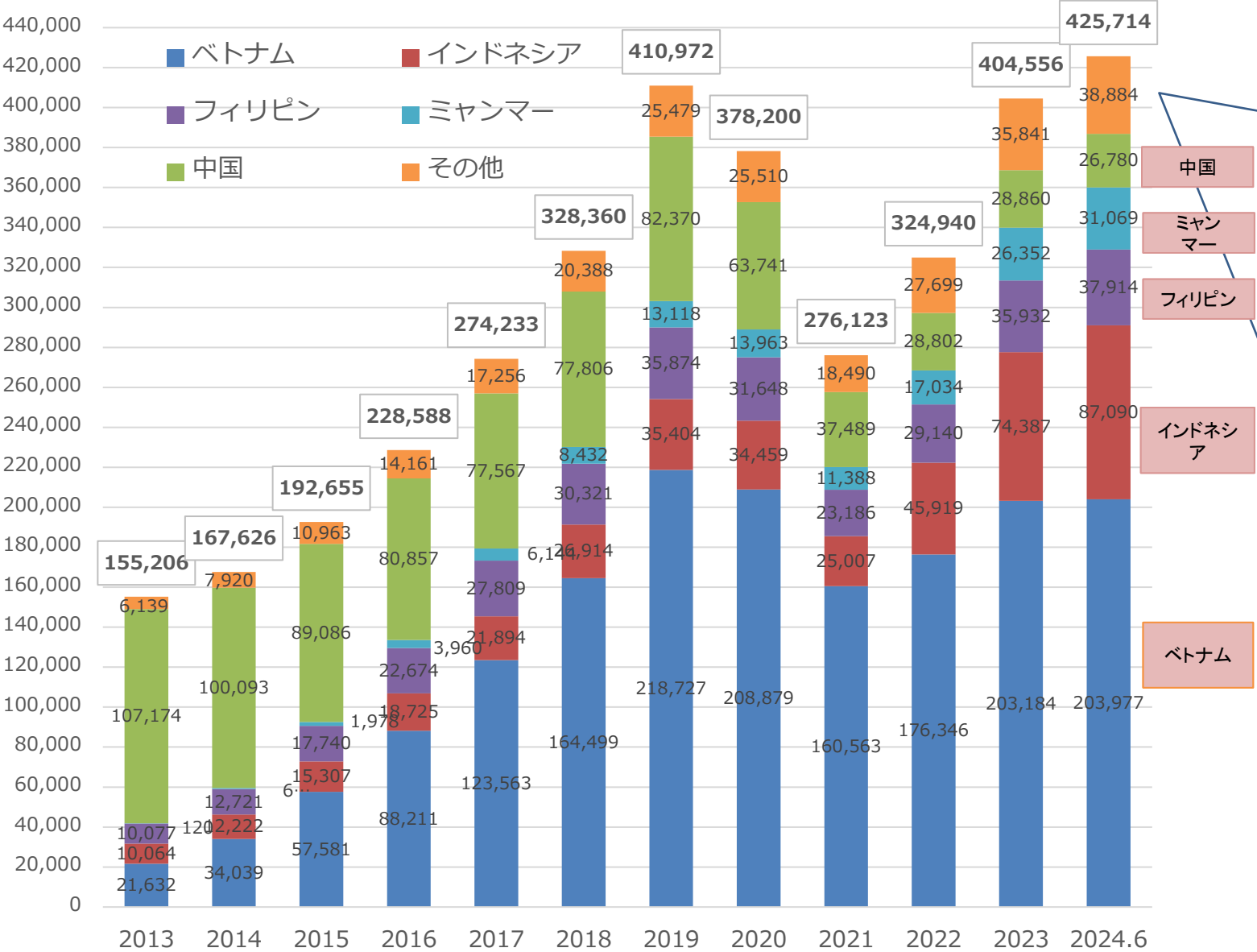


外国人技能実習制度について



国籍別技能実習生数の年次推移

在留資格「技能実習」の国籍別在留者数



「その他」の内訳
(2024年6月末時点)

国名	人数
カンボジア	14,913
タイ	12,025
ネパール	2,704
モンゴル	2,671
スリランカ	2,088
ラオス	1,436
バングラデシュ	1,410
インド	884
ウズベキスタン	304
パキスタン	123
キルギス	83
マレーシア	54
ペルー	52
南アフリカ共和国	51
メキシコ	49
東ティモール	14
台湾	8
チェコ	7
ブラジル	4
ウクライナ	2
スロバキア	1
無国籍	1

技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

- ① 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ② 民間機関である（公財）国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ③ 技能実習生の保護体制が不十分
- ④ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分
- ⑤ 政府（当局）間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出機関の存在

見直し後

（法務省・厚生労働省**共管**）

- ① 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、技能実習計画は個々に**認定制**とする。
- ② 新たに**外国人技能実習機構（認可法人）**を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ③ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
- ④ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請等**を実施。これらの関係行政機関から成る「**地域協議会**」を設置し、指導監督・連携体制を構築。
- ⑤ 技能実習生の送出しを希望する国との間で**政府（当局）間取決め**を順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出機関の排除を目指す。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

（注）枠内下線部分は法律で規定

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大
- ③ 対象職種 of 拡大

3年間 ⇒ **5年間**（一旦帰国後、最大2年間の実習）

常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（**最大5%まで ⇒ 最大10%まで等**）

地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能検定等の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

外国人技能実習機構の組織と所掌事務

- ・主務大臣(法務大臣、厚生労働大臣)
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任、
監督

報告

本部事務所 Tel.03-6712-1523(代表)
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

理事長
(主務大臣が任命)

理事
(3人以内)
(理事長が主務大臣の
認可を受けて任命)

監事
(2人以内)
(主務大臣が任命)

総務部

国際部

指導援助部

技能実習部

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

組織形態

- 認可法人(発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可)

所掌事務

- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する報告徴収、実地検査等
 - ・ 監理団体(約3,700団体)への実地検査を年1回実施
 - ・ 実習実施者(約65,000社)への実地検査を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体からの監査報告、技能実習実施困難時の報告、実習実施者からの実施状況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

技能実習制度の仕組み

○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（1993年に制度創設）

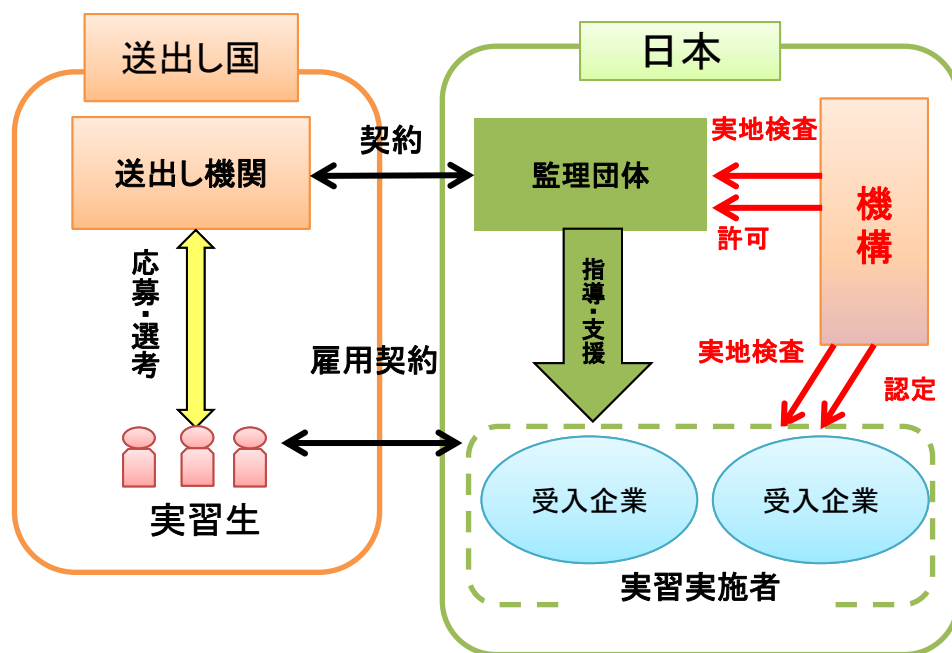
○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約40万人在留している。

※2023年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

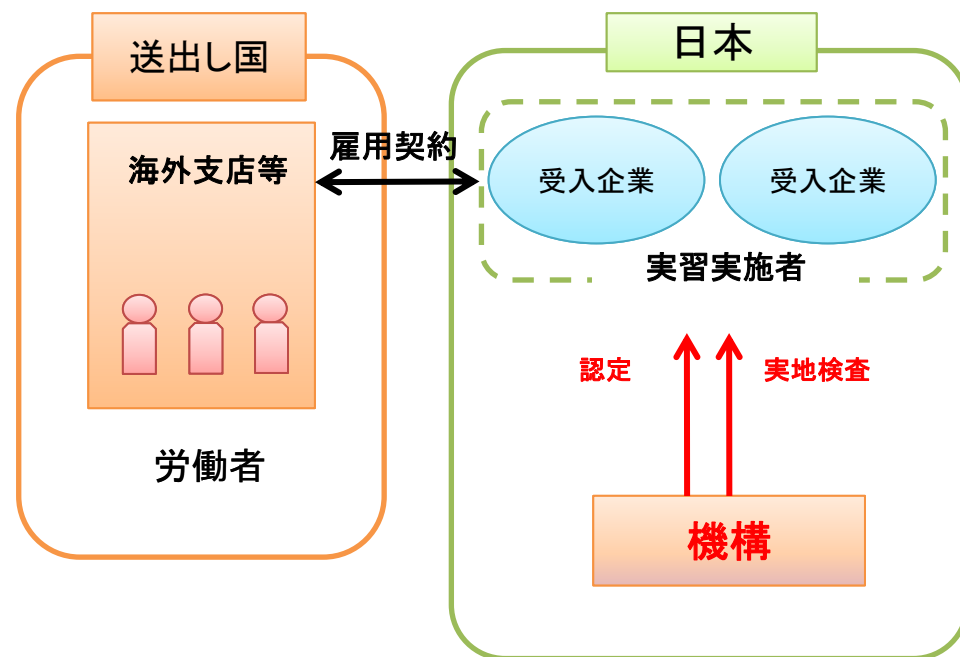
【団体監理型】

非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

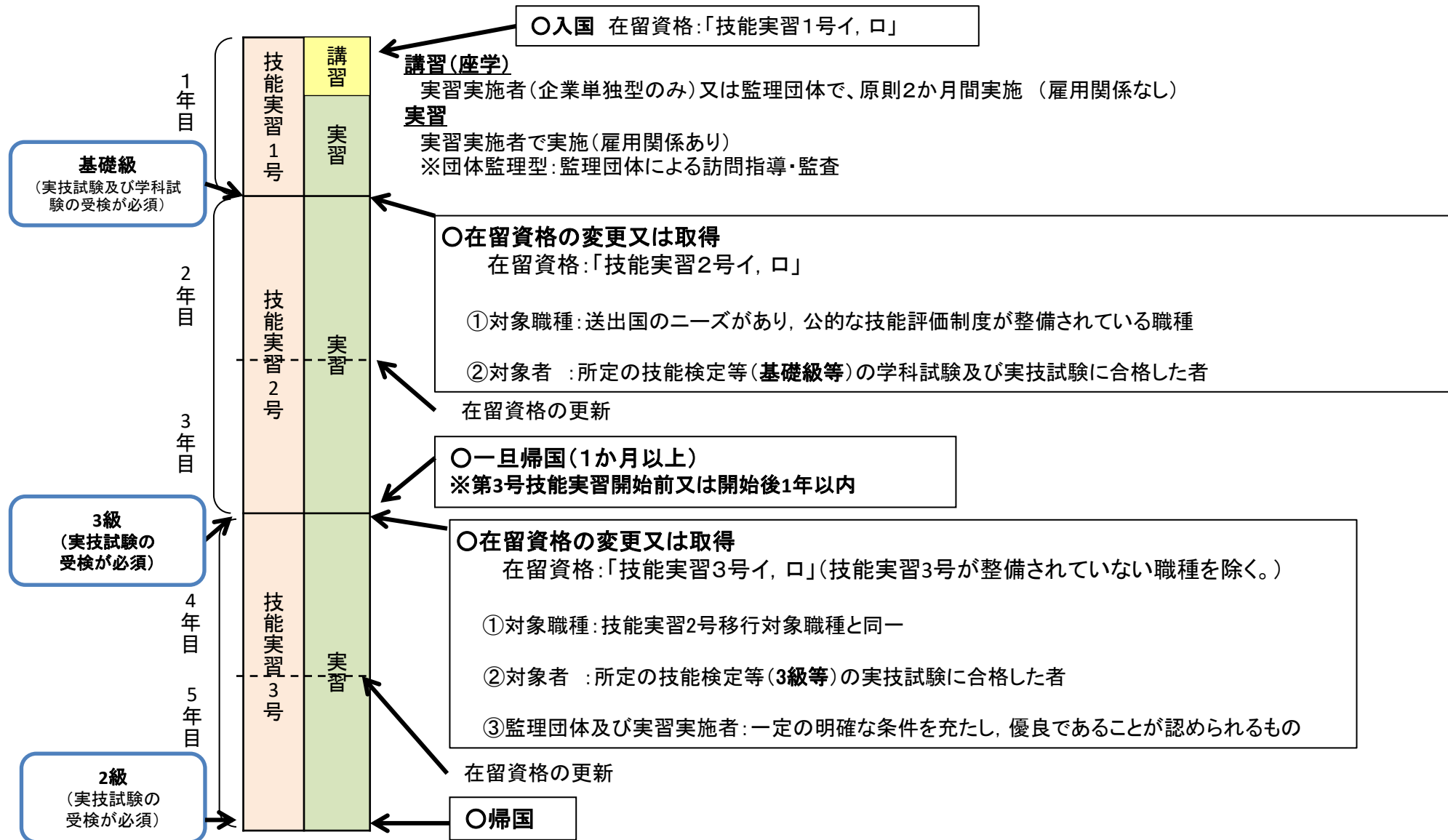


【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（91職種167作業）

1 農業・林業関係（3職種7作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果 樹
畜産農業●	養 豚
	養 鶏
	酪 農
林業	育林・素材生産作業

2 漁業関係（2職種10作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
と び	と び
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り かわらぶき	タイル張り かわらぶき
左 官	左 官
配 管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表 装	壁 装
建設機械施工●	押土・整地 積込み 掘 削 締固め
築 炉	築 炉

4 食品製造関係（11職種19作業）

職種名	作業名
缶詰巻巻●	缶詰巻巻
	食鳥処理加工
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
	節類製造
	加熱乾燥食品製造
	調味加工品製造
加熱性水産加工	くん製品製造
食品製造業●	塩蔵品製造
	乾製品製造
非加熱性水産加工	発酵食品製造
	調理加工品製造
食品製造業●	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
	牛豚精肉商品製造△
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
	パン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
	医療・福祉施設給食製造●△
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
糸糸工程	糸糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●	準備工程
	製織工程
仕上工程	仕上工程
染 色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
	婦人子供服製造
紳士服製造	紳士子供既製服縫製
	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーベット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーベット製造
ニードルパンチカーベット製造	ニードルパンチカーベット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係（17職種34作業）

職種名	作業名
鑄 造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
鍛 造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
	構造物鉄工
鉄工	機械板金
	電気めっき
工場板金	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
めっき	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工型仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
アルミニウム圧延・押出製品製造●△	引拔加工
	仕上げ
金属熱処理業●	全体熱処理
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）

7 その他（21職種38作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印 刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製 本	製 本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	フロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗 装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶 接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鑄込み成形
	バッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介 護●	介 護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置換修・解ぎ装
	空気装置換修・解ぎ装
木材加工●△	機械製材

○ 社内検定型の職種・作業（2職種4作業）

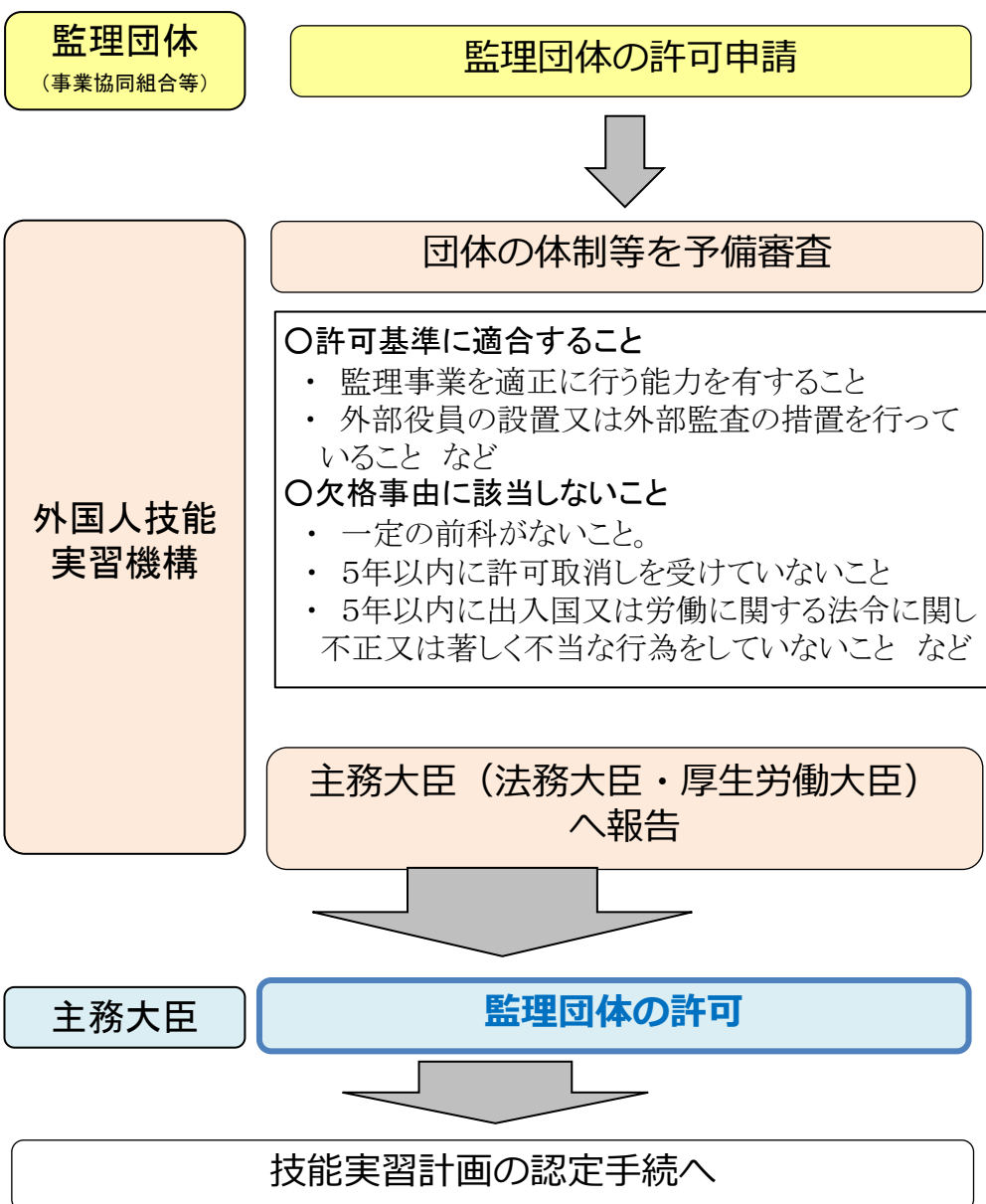
職種名	作業名
空港クラフトハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス

（注1）●の職種：技能実習評価試験に係る職種
（注2）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

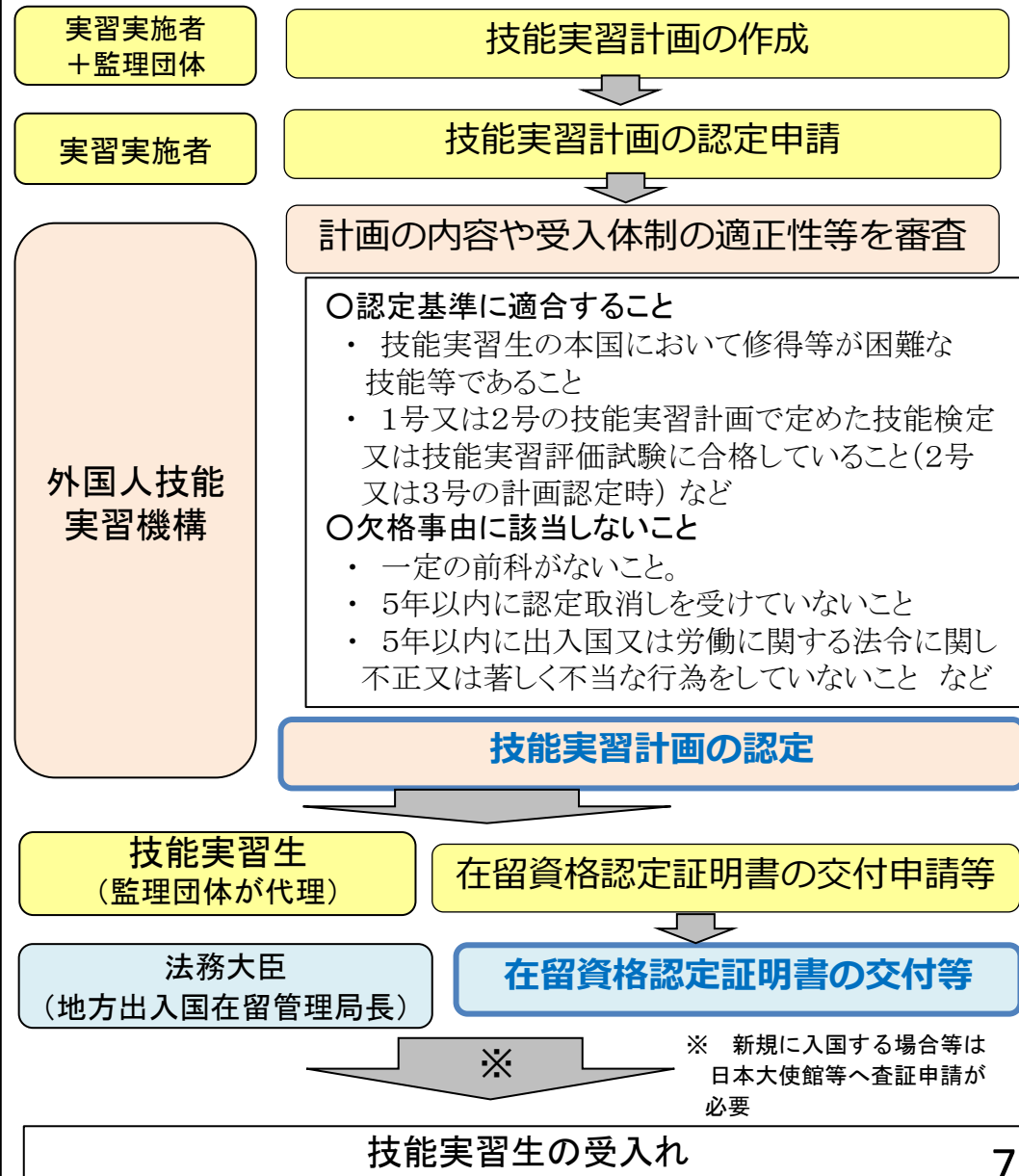
（令和6年9月30日時点）

監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

監理団体の許可



技能実習計画の認定等



- 技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられている。（法第9条）

技能実習計画の主な認定基準

① 修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること

② 技能実習の目標

（第1号の目標）技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など

（第2号の目標）技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

（第3号の目標）技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

③ 技能実習の内容（※）

- ・ 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- ・ 第2号・第3号については移行対象職種・作業（主務省令別表記載の職種及び作業）に係るものであること。
- ・ 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- ・ 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。
- ・ 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること（団体監理型のみ）。
- ・ 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- ・ 第3号の技能実習生の場合は、第2号終了後に1か月以上、又は第3号開始後1年以内に1か月以上1年未満帰国していること。
- ・ 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）。
- ・ 第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- ・ 複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。

- ④ **実習を実施する期間（第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること）**
- ⑤ **前段階における技能実習（第2号は第1号、第3号は第2号）の際に定めた目標が達成されていること**
- ⑥ **技能等の適正な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）**
- ⑦ **適切な体制・事業所の設備、責任者の選任（※）**
- ・ 技能実習を行わせる事業所ごとに下記を選任していること。
「技能実習責任者」（技能実習の実施に関する責任者）：技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、
かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員
「技能実習指導員」（技能実習生への指導を担当）：修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員（技能実習を行わせる
事業所に所属する者）
「生活指導員」（技能実習生の生活指導を担当）：常勤の役職員（技能実習を行わせる事業所に所属する者）
 - ・ 申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
 - ・ 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。
- ⑧ **許可を受けている監理団体による実習監理を受けること〈団体監理型技能実習の場合〉**
- ⑨ **日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保（※）**
- ・ 報酬の額が日本人と同等以上であること（これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。）。
 - ・ 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること。
 - ・ 食費、居住費等名目のいかんを問わず技能実習生が定期的に負担する費用について、技能実習生との間で適正な額で合意がなされていること
（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付）。
- ⑩ **優良要件への適合〈第3号技能実習の場合〉（別紙1参照）**
- ⑪ **技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと（※）（別紙2参照）**

（※）③⑦⑨⑪に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の実習実施者又は監理団体は、当該要件の基準を満たすことが必要となる。

- 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない。（法第23条及び第25条）

監理団体の主な許可基準

- ① 営利を目的としない法人であること（※）
商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等
- ② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること（※）
 - Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は3か月に1回以上、監査は以下の方法による必要がある）
 - ア 技能実習の実施状況の実地確認
 - イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること
 - ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談
 - エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧
 - オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認
 - Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）
 - Ⅲ 技能実習計画の作成指導
 - ・ 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
 - ・ 適切かつ効果的に技能実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。
 - Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）
- ③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること
- ④ 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること
- ⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること
- ⑥ 基準を満たす外国の送出国と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること
- ⑦ 優良要件への適合＜第3号技能実習の実習監理を行う場合＞（別紙1参照）
- ⑧ ①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。

- ・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収（法第28条）
 - ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
 - ・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）
- ※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。
また、過去3年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない。

（※）①②に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理団体は、当該要件を満たすことが必要となる。

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

（満点 150点）

- ① 技能等の修得等に係る実績（70点）
 - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 等
- ② 技能実習を行わせる体制（10点）
 - ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴
- ③ 技能実習生の待遇（10点）
 - ・第1号技能実習生の賃金と最低賃金の比較
 - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
 - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組
- ④ 法令違反・問題の発生状況（5点(違反等あれば大幅減点)）
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
 - ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制（45点）
 - ・母国語で相談できる相談員の確保
 - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
 - ・実習先変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録 等
- ⑥ 地域社会との共生（10点）
 - ・技能実習生に対する日本語学習の支援
 - ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

優良な監理団体の要件

（満点 150点）

- ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点）
 - ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
 - ・監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴 等
- ② 技能等の修得等に係る実績（40点）
 - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 等
- ③ 法令違反・問題の発生状況（5点(違反等あれば大幅減点)）
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ 相談・支援体制（45点）
 - ・他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
 - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
 - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組 等
- ⑤ 地域社会との共生（10点）
 - ・実習実施者に対する日本語学習への支援
 - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の 20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

(参考)旧制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※ 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

人数枠(団体監理型)

通常の者		優良基準適合者		
第1号(1年間)	第2号(2年間)	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

人数枠(企業単独型)

企業	通常の者		優良基準適合者		
	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
上記以外の企業	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

- 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
(1号技能実習生:常勤職員の総数、2号技能実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号技能実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した技能実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

前職要件（省令第10条第2項第3号ホについて）

団体監理型技能実習の場合は、技能実習生は、日本において、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること、又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があることが必要。
（省令第10条第2項第3号ホ）

○本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること

- ・「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」については、日本において行おうとする技能実習において中心的に修得等をしようとする技能等について送出国で業務として従事した経験を有することを求めるものです。ただし、送出国で業務として従事していた業務の名称が形式的に同一であることまでを求めるものではありません。

○団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること

以下①から③までの場合が該当します。

①教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込みの場合も含む。）

- 教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上又は320時間以上であることが必要です。この場合、以下の資料を全て提出することが必要となります。
 - ・教育機関の概要を明らかにする書類（同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。）
 - ・技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書類（修了見込みの証明も含む。）

②技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合

- 当該技能実習を行う必要性を具体的に説明できる場合とは、以下の場合などをいいます。
 - ・家業を継ぐことになり、当該分野の技能実習を行う必要性が生じた場合
 - ・本国で急成長している分野での就業を希望し、そのために当該分野での技能実習を行う必要性が生じた場合この場合、技能実習生に技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書を提出することが必要となります。
- また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練は、2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が入国前講習であること、1か月以上の期間かつ160時間以上の課程（実技・座学の別を問わない）が技能実習の職種に関連することが必要です。

③実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合

- 実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習制度を活用して人材育成を行う旨の協定等に基づき、技能実習を行わせると認められる場合です。この場合、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を提出することが必要となります。

○ 外国の送出機関とは(法第23条第2項)

団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。

外国の送出機関の要件

- (1) 所在する国の公的機関から技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること
- (2) 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定して、日本への送出しを行うこと
- (3) 技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について技能実習生等に対して明示し、十分に理解をさせること
- (4) 技能実習を修了して帰国した者が、修得した技能を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこと
- (5) フォローアップ調査への協力等、法務大臣、厚生労働大臣、外国人技能実習機構からの要請に応じること
- (6) 当該機関又はその役員が、日本又は所在する国の法令に違反して、禁錮以上の刑又はこれに相当する外国の法令による刑に処せられ、刑の執行の終了等から5年を経過しない者でないこと
- (7) 所在する国又は地域の法令に従って事業を行うこと
- (8) 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生の日本への送出しに関連して、技能実習生又はその家族等の金銭又はその他の財産を管理しないこと
- (9) 技能実習に係る契約不履行について、違約金を定める契約や不当に金銭その他の財産の移転をする契約を締結しないこと
- (10) 技能実習生又はその家族等に対して(8)(9)の行為が行われていないことを技能実習生から確認すること
- (11) 過去5年以内に偽造・変造された文書の使用などの行為を行っていないこと
- (12) その他、技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

2 国間取決めを作成した国

送出し国の政府が、上記(1)～(12)の確認を行い、適切な送出機関を認定する。

技能実習に関する二国間取決めについて

作成のねらい

- 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

取決めの骨子

日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出し国側が認定した送出機関及び認定を取り消した送出機関を日本で公表し、送出し国側が認定した送出機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出し国側に通知する。

送出し国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出機関の認定を適切に行う。
 - ・ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
 - ・ 帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
 - ・ 保証金の徴収、違約金契約をしないこと
 - ・ 技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

- 技能実習制度についての定期的な意見交換

**作成状況：計16カ国
(2024.10月時点)**

ベトナム（2017.6月）、カンボジア（2017.7月）、インド（2017.10月）、フィリピン（2017.11月）、ラオス（2017.12月）、モンゴル（2017.12月）、バングラデシュ（2018.1月）、スリランカ（2018.2月）、ミャンマー（2018.4月）、ブータン（2018.10月）、ウズベキスタン（2019.1月）、パキスタン（2019.2月）、タイ（2019.3月）、インドネシア（2019.6月）、ネパール（2024.1月）、東ティモール（2024.10月）

監理団体が監理費に該当しない金銭を、送出機関を含む技能実習の関係者から受け取った場合（ex 監理団体が送出機関等からキックバックを受け取った場合）は、監理団体の許可取消の対象となるほか、罰則が適用されることがあります。

* 監理団体が監理費に該当しない金銭を送出機関を含む技能実習の関係者から受け取った場合は、技能実習法第28条の規定に違反し、監理団体許可の取消対象となるほか、技能実習法第111条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金の対象となる

監理団体自らが外国の送出機関と、技能実習に係る契約の不履行についての違約金契約やキックバックなどの不当な利益を得る契約を締結している場合には、監理許可が取り消されることがあります。

具体的には、技能実習生が失踪した場合の制裁として送出機関が監理団体に対して違約金等を支払うことなどを定める契約などが想定される。

技能実習生に対する支援・保護方策

1 相談・支援体制の整備

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- 電話のほか、メールの対応も整備。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

(2) 実習先変更支援体制の構築

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、技能実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

(3) 技能実習生への一時宿泊先の提供

- 技能実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。
- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

(4) 技能実習生への技能検定等の受検手続支援

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上 10年以下 の懲役 又は 20万円以上300万円以下の罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって <u>技能実習を強制する行為</u> (46条)	労働基準法に同様の規定あり(5条)
6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	② <u>違約金等を定める行為</u> (47条1項) ③ <u>貯蓄金を管理する契約を締結する行為</u> (47条2項)	労働基準法に同様の規定あり(16条・18条1項)
	④ <u>旅券等を保管する行為</u> (48条1項) ⑤ <u>私生活の自由を不当に制限する行為</u> (48条2項) ⑥ 法違反事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い(49条2項)	

※ ④については、技能実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

技能実習生への相談対応・情報発信

「**母国語相談**」として、**曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応**を実施。

また、**地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）**を実施。

さらに、技能実習生に対する**各種支援策などについて、SNS（Facebook、Twitter）、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信**（URL：<https://www.otit.go.jp/sns/index.html>）。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも**電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙**によって、**8か国語での申告・相談が可能**。電話料金はフリーダイヤルで無料。**令和3年4月21日より、暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口（技能実習SOS・緊急相談専用窓口※）を開設。**

※ 下記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1番」をプッシュ。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL ※メールでの相談はこちらで受付
ベトナム語	月～金: 11:00～19:00 土: 9:00～17:00	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金: 11:00～19:00	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木: 11:00～19:00 土: 9:00～17:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木: 11:00～19:00 土: 9:00～17:00	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木: 11:00～19:00 土: 9:00～17:00	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木: 11:00～19:00 日: 9:00～17:00	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木: 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火: 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/